

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

埼玉県

## 2 構造改革特別区域の名称

農業の6次産業化普及活動人材活用特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

埼玉県の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

### (1) 自然的、経済的、社会的諸条件

埼玉県は、関東平野の中央に位置する1都6県に囲まれた内陸県で、東経138度42分から139度54分、北緯35度45分から36度17分に位置している。面積は約3,800km<sup>2</sup>(東西に約103km、南北に約52km)で、国土の約1%に当たり、全国で39番目の広さである。山地面積がおよそ3分の1、残りの3分の2を平地が占めている。地形は、県の最高峰・三宝山(2,483m)をはじめとする2,000m級の山々が西部に連なり、東部に移るにつれて丘陵、台地、低地と次第に低くなっている。

本県の人口は、昭和30年代後半から急激に増加し、平成14年8月には700万人を超え、平成22年10月1日現在の人口総数は、7,194,556人で、全国第5位である。また、県民の平均年齢は、平成22年10月1日現在で43.6歳で、全国5番目に若い県である(国勢調査:総務省調べ)。

秩父の山を源とする「荒川」や流域面積が日本一の「利根川」、武蔵野の雑木林や見沼田んぼなど、豊かな自然に恵まれる一方で、全域が首都東京の中心から100kmの圏内に含まれ、鉄道や道路などの交通網が発達し、交通利便性に優れている。こうしたことから、野菜を中心とする都市近郊型農業や、輸送用機械、食料品をはじめとする製造業に加え、商業及びサービス業に至るまで多様な産業が集積している。

### (2) 農業の概況

本県の農業は、7万9,800haの耕地と7万3,000戸の農家数、加えて首都圏4,300万人の消費人口を擁し、生産性の高い土壌や温暖で自然災害の少ない立地条件を生かし、多彩な農産物を生産している。農業産出額は2,004億円(平成22年、全国第17位)で、5年前の平成17年と比較した伸び率を見ると、全国平均がマイナス4.3%であるのに対し、埼玉県は3.7%の増加で、これは全国第1位の伸び率である。

部門別では野菜の産出額が最も多く全体の52.7%に当たる1,057億円、米

が333億円(16.6%)、畜産297億円(14.8%)、花き167億円(8.3%)の順である。野菜の産出額は全国第6位、花きの産出額は全国第5位で、特に野菜の中でもねぎ、ほうれんそう、さといも、こまつなは全国第1位で、多くの品目が全国トップクラスの生産を誇っている。農業産出額全体に占める野菜の割合が、全国平均(27.7%)と比較して高いことが特徴である。県内をはじめとする首都圏の食料需要に対し、新鮮で安全な食料等を安定的に供給するとともに、県土の保全や健全で活力ある地域社会の維持形成に大きな役割を果たしている(2010年世界農業センサス:農林水産省調べ、耕地面積は埼玉県農業政策課調べ)。

### (3) 農業の6次産業化の状況

農業者が1次産業である農業の付加価値を高め、2次産業の製造や3次産業の販売にも事業展開する農業の6次産業化の推進に関して、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(いわゆる六次産業化法)が平成22年度に制定され、農林漁業の振興等を目的に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等(いわゆる6次産業化)に関する施策と地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を国で総合的に推進するため、支援措置が法制化された。

本県では、法律が制定される以前から、農業支援課と県内8か所にある農林振興センターを拠点に、普及活動の一環として6次産業化に取り組む農業者の掘り起こしから、生産や加工に関する支援、商品開発後のフォローアップまでを継続的に行ってきた。

平成18年度から4年間実施した「ふるさと逸品創出支援事業」により、49品目の商品開発を支援した。平成22年度からは「農から創る6次産業支援事業」により、各農林振興センターの普及現場において商品開発のための技術指導や高付加価値化技術の導入といった支援事業を実施するとともに、農業支援課において外部有識者による事業戦略等の検討、販売促進会の開催等による販路拡大を行って、収益性の高い農業経営体を育成してきた。

また、「6次産業化PR支援事業」により、県内の物産・観光情報を担う(社)埼玉県物産観光協会を核に、農産加工品PR冊子の作成や農産加工品のネット販売、県内外の物産観光フェア等への出展などPR活動を行っている。

その結果、農業の6次産業化により新たに開発された商品数は、平成23年度末現在で累計70品目となっている(埼玉県農林振興センター調べ)。

6次産業化の取組を支援し、農産加工品を開発しても、加工製造の規模が小さく生産量が少ない、通年で安定した生産量を確保できないといった状況のなかで、いかに販売量を増やしていくかが課題となっている。生産規模を拡大するためのノウハウや資金力がない、農産物直売所以外の販売力が弱い等、6次産業が抱える共通の問題点がある。

また、大消費地に近いという本県の優位性は、収穫した新鮮な農産物をいち早く販売し収益増に直結できるため、わざわざ農産物を加工製造して販売しようというインセンティブが働きにくいという側面もある。その点は本県特有の問題である。

#### (4) 普及指導体制の現状

普及活動の現場では、国家資格を持った都道府県の職員である普及指導員が、農業者に直接接して、様々な農業技術の指導や経営の相談に応じたり、農業に関する情報を提供することにより、農家の経営発展を支援している。また、農業の担い手や産地の育成、農業者と実需者等のつなぎ役など、地域農業の活性化に向けた農政課題の解決など、多岐に渡った活動を行っている。こうした現場の取組努力が評価され、平成23年度の普及活動全国コンクールでは埼玉県が第1位となった。本県の普及活動は全国でもトップレベルにあるといえる。

近年、従来の技術指導に加えて、農業経営の多角化、6次産業化の推進など新たな課題に対応し、多様化・高度化する農業経営を支援することが求められているが、新規職員採用の抑制等により普及指導員が減少・高齢化し、農産加工、農産物活用など6次産業化の推進に関わる人材が不足している。

また、本県の普及指導員の平均年齢は47歳で、年齢構成をみると20歳代と30歳代の職員割合が13.9%と全国で5番目に低くなっている。今後、50歳代後半の普及指導員の定年退職により人材不足に拍車がかかり、技術の承継、6次産業化の推進をはじめとした新たな課題へ十分対応できるか懸念される。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

農業経営者の農業所得の増大を図るには、農産物の生産にとどまらず新たな付加価値を農業経営に取り込むことが重要である。平成23年3月に策定した「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」では、収益性の高い農業経営体の育成を図るため、農産物の生産(1次産業)に加え、加工(2次産業)や流通・販売(3次産業)について農業者が主体的に関わる農業の6次産業化を重点的に取り組むべき課題として位置付け、普及活動計画に組み込み、推進している。

また、国が掲げる日本再生戦略の4つのプロジェクトのうち、農林漁業の6次産業化は「6次産業化する農林漁業が支える地域活力倍増プロジェクト」として位置づけられている。

農商工連携は、農業者が生産したものを原材料として商工業者に提供する仕組みで、安定した販売先を確保できるなどの利点はあるが、原材料の供給者にとどまり、価格面の主導権は弱い。一方、農業の6次産業化は、加工・製造、流通・販売まで農業者が主体的に関わるので、価格決定についても主導権を持ち、より大きな収入につながる形態である。

普及活動の現場では、6次産業化の取組にチャレンジしようとしている先進的な農業者や経営改善を加速化しようとしている農業者の新たなニーズに対応して、高度かつ専門的な支援を行うことが求められている。しかし、現行制度では農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第9条により、農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う普及指導員資格試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者でなければ、普及指導員に任用されることができないことになっている。また、受験資格も、例えば、大学等卒業者は4年以上、大学院修了者は2年以上と

のように、最終学歴等の種類ごとに一定の実務経験が必要となっており、2次産業や3次産業と関わる農業の6次産業化や農商工連携等の新たな政策課題に対応できる専門知識を有する人材を普及指導員として任用することが非常に困難な仕組みになっている。

構造改革特別区域計画の認定を受けて、普及指導員の任用資格の特例措置が適用されることにより、民間から幅広く人材を募集し、商品開発から包装デザインやネーミング、流通や販売、加工施設の整備、経営診断や資金調達などの専門知識と優れた能力のある者を普及指導員に任用することが可能になる。普及活動の現場で民間の持っているノウハウを活用して農業の6次産業化を効果的に推進できる。

農業の6次産業化は、作物栽培、加工、販売までを一貫して農業者が行うもので、この3工程を最良にコーディネートする必要があるため、専門家派遣による一面的、単発的な指導では効果的な支援は難しい。また、農業経営者の経営状況、資本金、労働力、家族の意向などを把握する必要もあり、こうした情報は、管轄農林振興センターが有しており、専門家派遣による一般の中小企業診断士等には提供できない個人(法人)情報もある。

民間からスペシャリストを普及指導員として任用できれば、当該職員は県職員として信頼が得られ、作物栽培を指導する農林振興センターの普及指導員とともに、詳細な情報の共有のもとに普及活動計画に位置づけられた普及活動として、効果的な指導を組織として継続的に実施することができる。

当該計画が県内農業の6次産業化の推進の起爆剤となり、競争力ある農業の育成や地域の活性化のみならず、日本再生戦略のプロジェクトにも資するものと考えられる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

6次産業化のスペシャリストを普及指導員として任用することにより、県内農業の6次産業化を強力に推し進めて、競争力の強化を目指す。

具体的には、6次産業化による農産加工品の量的拡大と質的向上を図るとともに、地域の中核となる農業者等を指導して地域全体の収益力向上につながる6次産業化モデル経営体を育成することを特区計画の目標とする。

6次産業化による農産加工品の開発数の数値目標として、平成24年度及び平成25年度は各10品目で、平成27年度までに累計100品目の開発を目標とする。

また、地域ぐるみの6次産業化モデル経営体育成数として、平成24年度及び平成25年度各2経営体、計4経営体を目標とする。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

普及指導員任用資格の特例措置の適用を受けて民間のスペシャリストを普及指導員として任用し、農業の6次産業化を推進することにより、農業者の所得向上をはじめとした次のような効果が期待できる。

### **(1) 農業者の所得向上**

6次産業化に取り組む農業者等の増及び農産加工品の量的拡大と質的向上による6次産業化による販売金額の増、さらに農産加工品の原材料となる農産物の生産量の拡大は、農業者の所得向上に結びつくものである。

### **(2) 地域活性化**

6次産業化のモデル経営体を育成することで、事業が点から面として展開し、周辺農家を巻き込んだ取組規模の拡大や市町村、農協、観光協会、商工業者等と連携した地域ぐるみの6次産業化を推進し、ビジネスチャンスや雇用機会の創出、ヒット商品開発による地域の魅力発信など、地域全体の収益力向上、地域の活性化が期待される。

### **(3) 普及活動の活性化及び普及指導員の資質向上**

民間から登用する2名の普及指導員が他の普及指導員に対して研修を実施したり、ともに職務を遂行するなかで、全く違った技術や課題解決手法などを学習し、新たな視点に立った普及活動が実現される。

また、普及指導員全体の資質向上という効果も期待される。

## **8 特定事業の名称**

1013 農業関連事業普及指導員任用事業

## 別紙

### 1 特定事業の名称

番号 1013

名称 農業関連事業普及指導員任用事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

埼玉県

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

### 4 特定事業の内容

埼玉県内全域で農業の6次産業化を推進するに当たって、国が行う普及指導員資格試験の合格者及びその他政令で定める資格を有する者以外に、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリスト(中小企業診断士と管理栄養士各1名)を普及指導員として知事が任用する。任用期間は構造改革特別区域計画の認定の日以降の直近月1日(但し、認定の日が1日の場合は当該日)から平成26年3月31日までとする。

普及指導員として新たに任用する2名の職員は、県内8か所の農林振興センターの普及指導員とともに、6次産業化に取り組む農業者に直接接して助言・技術的指導を行う。また、一般の普及指導員では対応が困難な事例について、相談農家への対応のみならず普及指導員に対して対応方法を指導する。農業者や普及指導員等を対象とした研修会の企画、実施(講師として)にも携わる。

さらに、専門家としてのネットワークを活用して、農業者、消費者、加工製造サービス業者、流通業者、大学や試験研究機関等から意欲あるメンバーを集めて、6次産業化推進のためのネットワーク化やマッチングを図る。

### 5 当該規制の特例措置の内容

平成22年2月1日現在で農業の6次産業化に取り組む県内農業経営体は、1,379経営体(全国第13位)あり、5年前(平成17年976経営体)と比べて

41.3%(全国平均37.5%)増加した。活動の内訳は、農産物の加工に取り組む農業経営体が683経営体、観光農園が344経営体、貸農園・体験農園等が319経営体、農家民宿が3経営体、農村レストランが30経営体となっている。とりわけ、農産物の加工に取り組む農業経営体は、5年前(平成17年436経営体)と比べて56.7%(全国平均42.9%)増加した(2010年世界農林業センサス及び2005年農林業センサス:農林水産省調べ)。

生活改良普及員が設置されていた平成元年には29名いた農産物活用を専門とする普及指導員が、現在では8名(農業革新支援担当1名、各農林振興センター7名)であり、農産物活用を専門とする普及指導員がない農林振興センターも1か所ある。

農業の6次産業化に取り組む県内農業経営体1,379経営体を、農産物活用、農業経営又は農家経営を専門とする普及指導員8名で割った1人当たり農業経営体数は172経営体に上り、全国平均(50経営体)と比較すると3倍超、全国第5位の多さである(平成22年度協同農業普及事業年次報告書:農林水産省調べ)。

さらに、今日的課題である農業の6次産業化を推進するに当たっては、農産物の加工だけでなく、流通や販売、加工施設の整備、資金調達などを計画段階からフォローアップまで一貫して指導する高度な識見が求められるが、1人で十分な識見を備えている普及指導員はいない。

そこで、中小企業診断士の資格を有し、企業の経営指導等中小企業診断士として2年以上の実務経験がある者と、管理栄養士の資格を有し、企業で食品の商品開発等管理栄養士として2年以上の実務経験がある者を、各1名ずつ普及指導員として任用し、これらの者が中心となって県内農業の6次産業化を推進していく。

採用に当たっては、6月に県のホームページで公募を行い、選考実施要領に基づいて、第一次選考(書類審査)及び第二次選考(口述試験)を実施した。

第一次選考(書類審査)は、応募書類(履歴書、選考申込書、応募理由書、免許資格証明書の写し)をもとに応募資格を確認するとともに、職務内容、応募理由、文章構成力等4つの審査項目に分けて4名の審査員が評価を行った。第二次選考(口述試験)は、第一次選考合格者を対象に、専門知識の水準、本県農業及び県政に対する理解、意欲、資質、社会性・協調性、ストレス耐性の6つの審査項目について4名の試験員が質問し、評価した。

その結果、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有する者として、2名の者(中小企業診断士で実務経験14年4か月・管理栄養士で実務経験8年)を任期付職員として

8月1日付けで採用するに至っている。

現在、一般職員として、農業者や地域の情報収集と分析、指導方針の検討、関係機関との調整を普及指導員と連携して実施している。構造改革特別区域計画認定後は、普及指導員として任用し、先進的な農業者等からの直接の相談又は普及指導員では対応が困難な相談に対応するとともに、普及指導員を指導育成することも含めて、中核となって農業の6次産業化を進めてもらう予定である。